

後志地域精神保健協会規約

(名称)

第1条 本会は、後志地域精神保健協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の精神保健に関する知識の普及啓発に努め、精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 精神保健に関する知識の普及啓発
2. 障害者や家族会等の活動支援
3. その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、この目的に賛同した関係機関、団体及び個人をもって構成し、団体会員、町村会員、賛助会員及び個人会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は総会において、会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
3. 理事は、本会の会務を処理する。
4. 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠による役員の仕事は前任者の残留期間とする。
3. 役員は、任期満了でも後任者の決定まで引き続きその職務を行う。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の決議を経て会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本会に事務局員を置き、事務局員は会長が委嘱する。本会の事務局は北海道倶知安保健所内に置く。

(会 議)

第11条 会議は、次のとおりとする。

1. 会議は、総会と役員会とする。
2. 総会は、年1回以上開催し、必要あるときは臨時に開催することができる。
3. 総会には、事業計画、歳入歳出予算及び決算の承認その他重要な事項を付議する。
4. 議長は、総会において、出席者の中から選出する。
5. 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
6. 役員会は、本会の目的達成に必要な事業計画の企画立案、歳入歳出予算の作成並びに補正予算に関する事項、決算に関する事項及びその他必要な事項を処理する。

(会 計)

第12条 会計は、次のとおりとする。

1. 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
3. 本会の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 団体会員 年額(1口) 20,000円
 - (2) 町村会員 年額(1口) 13,120円
 - (3) 賛助会員 年額(1口) 10,000円
 - (4) 個人会員 年額(1口) 1,000円

(その他)

第13条 この規定にない事項は、役員会において決定する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。